

公布された条例のあらまし

◆職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的
給与を受けながら、職員団体又は労働組合のためその業務を行い、又は活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加することとした。

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的
国家公務員の育児休業等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の施行により雇用保険法（昭和49年法律第116号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税及び県たばこ税について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容
(1) 県民税

ア 個人の県民税において、平成23年1月1日から、給与の支払を受ける者等で所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出するものとする。 (第40条の4及び第40条の5)

イ 法人の県民税において、清算所得の廃止に伴い、課税標準の算定、申告納付等の規定について所要の改正を行うこと。 (第5条、第26条及び第47条から第49条の3まで並びに付則第11条、第12条及び第33条)

(2) 法人の事業税
清算所得に対する所得割の廃止に伴い、課税標準の算定、申告納付等の規定について所要の改正を行うこと。 (第52条、第53条、第56条、第58条、第59条の2、第60条から第62条まで、第62条の2第1項及び第63条並びに付則第13条及び第13条の2)

(3) 県たばこ税
ア 税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき430円引き上げること。 (第90条の4)

イ 旧三級品の紙巻きたばこに係る税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行わ

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	3
◎職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	3
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県税条例の一部を改正する条例	4
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	7
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	7
◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例	8
◎高知県立自然公園条例の一部を改正する条例	8
◎高知県自然環境保全条例の一部を改正する条例	12
◎高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	14
◎高知県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例	16

れた製造たばこに限り、1,000本につき205円引き上げること。（付則第22条）

ウ 平成22年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。（附則第9項から第13項まで）

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成22年10月1日から施行することとした。ただし、2(1)アは、平成23年1月1日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が一部改正されたこと等を考慮し、過疎地域における県税の課税免除の対象となる事業用設備を見直すとともに、課税免除措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成22年4月1日から適用することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）が一部改正され、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示を請求することができるようになることに伴い、当該少額領収書等の写しの開示としての写しの交付の事務に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第35号）の施行により高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が一部改正されたことを考慮し、保険料率の増加の抑制を図るために高知県後期高齢者医療広域連合に対して交付する交付金に高知県後期高齢者医療財政安定化基金を充てることができるようにすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）の施行による農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の一部改正に伴い、高知県農業改良資金助成事業特別会計の設置の目的について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年10月1日から施行することとした。

◆高知県立自然公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行により自然公園法（昭和32年法律第161号）が一部改正されたことを考慮し、生物の多様性の確保に寄与することを目的に追加する等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 目的の追加（第1条）

条例の目的として、生物の多様性の確保に寄与することを追加すること。

(2) 特別地域における行為規制の追加（第20条第4項）

高知県立自然公園（以下「自然公園」という。）の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加すること。

(3) 生態系維持回復事業の創設

ア 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、生態系維持回復事業計画を定めることができること。（第27条）

イ 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うとともに、県以外の者についても、その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認又は認定を受けて生態系維持回復事業を行うことができることとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、知事の許可等を要しないこととする。（第20条第9項、第22条第7項及び第28条）

(4) 公園事業の執行に関する規定についての罰則を追加すること。（第47条から第52条まで）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県自然環境保全条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行により自然環境保全法（昭和47年法律第85号）が一部改正されたことを考慮し、生物の多様性の確保を目的として明確化する等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 目的の改正（第1条）

条例の目的として、生物の多様性の確保を明確化すること。

(2) 特別地区における行為規制の追加（第17条第4項）

高知県自然環境保全地域（以下「県自然環境保全地域」という。）の特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加すること。

(3) 生態系維持回復事業の創設

ア 知事は、県自然環境保全地域における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、生態系維持回復事業計画を定めることができること。（第23条）

イ 県は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うとともに、県以外の者についても、その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認又は認定を受けて生態系維持回復

事業を行うことができることとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、知事の許可等を要しないこととする。 (第17条第10項、第18条第3項、第19条第6項及び第24条)

- (4) 罰金の最高額の引上げを行うこと。(第37条から第41条まで)
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の施行による授業料の無償化に伴い、専攻科を除く県立高等学校の授業料等を徴収しないこととし、併せて授業料等を徴収しないことが相当でない場合を規定する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例（高知県条例第34号）

1 条例の廃止

その目的を達成した高知県離島漁業再生支援基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第1条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条に規定する祝日法による休日」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第9条の3第1項及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」を「時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（第21条第2号において「時間外勤務代休時間」という。）」に改める。

第21条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に、「年末年始の休日」を「年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（同条に規定する休日を除く。）をいう。）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の子育て休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

職員の子育て休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の子育て休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第6号）

の一部を次のように改正する。

第1条中職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第3条の改正規定を次のように改める。

第3条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第1条中職員の育児休業等に関する条例第11条の改正規定を次のように改める。

第11条第1号中「育児短時間勤務をしている職員が産前」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第1条に次のように加える。

第24条第1項中「部分休業」を「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第26号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第53条第52項」を「第53条第47項」に改める。

第26条第1号中「納付又は納入すべき」を「納付し、又は納入すべき」に改め、同条第2号中「第53条第1項、第2項、第4項、第5項若しくは第24項の」を「第53条第1項、第2項、第4項若しくは第19項の規定による」に、「第74条の10第1項若しくは第3項の」を「第74条の10第1項若しくは第3項の規定による」に、「第123条第1項の」を「第123条第1項の規定による」に改め、同条第3号中「第53条第27項若しくは第28項の」を「第53条第22項若しくは第23項の規定による」に改め、同条第4号中「第123条第2項の」を「第123条第2項の規定による」に改め、同条第5号中「納付又は納入すべき」を「納付し、又は納入すべき」に改める。

第40条の3の次に次の2条を加える。

（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第40条の4 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の2第1項に規定する総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の2第2項に規定する総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他同項に規定する総務省令で定める事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第2項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第45条の3の2第4項に規定する総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、法第317条の3の2第4項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法第45条の3の2第4項に規定する総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告

書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第40条の5 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の3第1項に規定する総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第45条の3の3第2項に規定する総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の3第2項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第45条の3の3第4項に規定する総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、法第317条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第47条第2項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第48条第1項中「同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の」を「同条第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による」に改め、同条第8項中「第53条第27項又は第28項」を「第53条第22項又は第23項」に、「第53条第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項」を「第53条第1項、第2項、第4項又は第19項」に、「第53条第27項若しくは第28項」を「第53条第22項若しくは第23項」に改める。

第49条第1項中「以下この項から第3項まで」を「以下この条」に、「同条第1項若しくは第2項」を「同条第1項若しくは第2項の規定」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「第53条第1項、第4項、第5項又は第24項」を「第53条第1項、第4項又

は第19項」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第4項中「に定める」を「で定める」に改め、同条第5項中「第53条第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項」を「第53条第1項、第2項、第4項又は第19項」に改める。

第49条の2第1項中「第66条の4第16項第1号」を「第66条の4第15項第1号」に、「第53条第28項」を「第53条第23項」に、「で定める場合にあっては、政令で定める」を「第9条の9の8第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する」に改め、同条第2項中「政令で」を「政令第9条の9の8第2項に」に改める。

第49条の3第1項中「第53条第28項」を「第53条第23項」に、「で定める場合にあっては、政令で定める」を「第9条の9の9第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する」に改め、同条第2項中「政令で」を「政令第9条の9の9第2項に」に改める。

第52条第3号中「及び清算所得」を削る。

第53条第2項中「第72条の29第1項、第72条の30第1項又は第72条の31第1項」を「第72条の29第1項又は第3項」に改める。

第56条第1項第1号ウ及び第2項中「及び清算所得」を削る。

第58条第1項第1号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第2号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第3号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第3項第1号ウ中「又は清算所得」を削り、同項第2号及び第3号中「及び清算所得」を削る。

第59条の2第1項中「又は第72条の28」を「、第72条の28又は第72条の29」に改め、同項第1号中「第32条の2第1項で定める」を「第31条第1項に規定する」に改め、同項第2号中「第32条の2第2項で定める」を「第31条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「第32条の3で」を「第32条に」に改め、同条第6項第1号中「第32条の2第1項で定める」を「第31条第1項に規定する」に改め、同項第2号中「第32条の2第2項で定める」を「第31条第2項に規定する」に改める。

第60条第1項第1号中「又は法」を「又は」に改め、同項第3号中「(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで)」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 法第72条の29第3項の規定によって申告納付すべき法人にあっては、当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

第60条第1項第5号を削り、同項第6号中「法人の当該修正申告書を提出すべき期間」を「法人にあっては」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「第72条の28第2項」を「第72条の28第2項又は第72条の29第2項」に改める。

第61条中「から第72条の31まで(法第72条の26第5項を除く。)」を「、第72条の26(第5項を除く。)、第72条の28若しくは第72条の29」に改める。

第62条第1項から第3項までの規定中「又は清算所得」を削る。

第62条の2第1項中「第66条の4第16項第1号」を「第66条の4第15項第1号」に、「で定めるところ」を「第32条の2第1項に定めるところ」に、「で定める場合にあっては、政令で定める」を「第32条の2第2項に規定する場合にあっては、同項に規定する」に改め、同条第2項中「政令で」を「政令第32条の2第3項に」に改める。

第62条の3第1項中「で定めるところ」を「第32条の3第1項に定めるところ」に、「で定める場合にあっては、政令で定める」を「第32条の3第2項に規定する場合にあっては、同項に規定する」に改め、同条第2項中「政令で」を「政令第32条の3第3項に」に改める。

第63条第1項中「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改め、同条第2項中「、所得又は清算所得」を「又は所得」に改め、同条第3項中「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改める。

第80条第1項中「に定める」を「で定める」に改め、同項第1号中「住所」を「住所又は所在地」に改め、同条第2項中「第71条第3項及び第4項」を「第71条第4項及び第5項」に、「に定める」を「で定める」に改め、同項第1号中「住所」を「住所又は所在地」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第90条の4中「1,074円」を「1,504円」に改める。

第177条第1項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第2項を削る。

付則第11条中「平成24年8月31日までの間における」を「平成22年9月30日までの間における」に改める。

付則第12条第2項中「第52条第2項第1号の2」を「第52条第2項第2号」に、「第52条第2項第1号の3」を「第52条第2項第3号」に改め、「、法第52条第2項第2号に掲げる法人にあっては同号に規定する日」を削る。

付則第13条中「及び清算所得」を削る。

付則第13条の2中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

付則第22条中「511円」を「716円」に改める。

付則第33条第2項中「第52条第2項第3号」を「第52条第2項第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第40条の3の次に2条を加える改正規定及び第177条第2項を削る改正規定並びに次項から附則第5項まで及び附則第14項の規定は、平成23年1月1日から施行する。
（個人の県民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第40条の4の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第40条の5の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 平成23年中に新条例第40条の5第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。
（法人の県民税に関する経過措置）
- 6 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあって

は、同日以後の解散によるものに限る。次項において同じ。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。同項において同じ。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
（県たばこ税に関する経過措置）
- 8 平成22年10月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 指定日前に高知県税条例第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同条例第91条第1項第1号及び第2号に掲げる売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第8条第2項第5号に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - （1）製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき430円
 - （2）新条例付則第22条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円
- 10 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごと、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号。附則第13項において「地方税法等改正法」という。）附則第6条第3項に規定する総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。
 - （1）所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこ区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - （2）前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
 - （3）前2号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記

載した同項第2号に掲げる県たばこ税に相当する金額を納付しなければならない。

12 附則第9項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第90条の3第2項中「前項」とあるのは「高知県税条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第26号）附則第9項」と、新条例第93条の5第1項中「、申告書」とあるのは「、高知県税条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第26号）附則第10項の規定による申告書（次項において同じ。）」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第91条、第92条の2、第92条の3及び第93条の規定を除く。）を適用する。

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第9項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第93条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第92条の2第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第6条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（固定資産税に関する経過措置）

14 平成23年1月1日前に取得した新条例第171条に規定する大規模の償却資産に対して課する固定資産税を納期前に納付する場合における報奨金については、なお従前の例による。



過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第27号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ソフトウェア業用設備」を「情報通信技術利用事業用設備」に改める。

第2条第4号中「ソフトウェア業用設備」を「情報通信技術利用事業用設備」に、「ソフトウェア業の」を「情報通信技術利用事業（過疎特措法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。次条第1項において同じ。）の」に改める。

第3条第1項中「ソフトウェア業用設備又は旅館業用設備の新設又は増設をした」を「情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備の新設又は増設をした」に、「ソフトウェア業又は」を「情報通信技術利用事業又は」に改め、同項第1号中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「ソフトウェア業用設備」を「情報通信技術利用事業用設備」に、「ソフトウェア業又は」を「情報通信技術利用事業又は」に改め、同項第3号中「ソフトウェア業用設備」を「情報通信技術利用事業用設備」に改める。

第4条第1項第1号中「ソフトウェア業用設備」を「情報通信技術利用事業用設備」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第2条第1号に規定する過疎地域内においてソフトウェア業用設備の新設又は増設をした者であつて、旧条例第3条第1項に規定する要件に該当したものに対する同項の規定による課税免除の措置については、なお従前の例による。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第28号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。目次中「第2条の2」を「第3条」に改める。

第2条の2を削る。

第3条を次のように改める。

（政治資金規正法に係る事務の手数料）

第3条 県は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下この条において「法」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示（写し（複写機により用紙に複写したものに限る。以下この表において同じ。）を交付する場合に限る。）	少額領収書等写し開示手数料	用紙1枚につき10円
2 法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等写し交付手数料	収支報告書等写し交付手数料	用紙1枚につき10円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第29号

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

2 知事は、当分の間、第7条及び第8条の規定にかかわらず、第7条に規定する場合のほか、法附則第14条の2に規定する事業に係る交付金を政令附則第16条に規定するところにより交付する場合に、基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第30号

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例

高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「農業改良資金助成法」を「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法」に改める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

高知県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号

高知県立自然公園条例の一部を改正する条例

高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定、」を「指定等並びに」に、「第12条」を「第19条」に、「（第13条－第19条）」を「（第20条－第26条）」に、

「第4章 風景地保護協定（第20条－第25条）」

第5章 公園管理団体（第26条－第31条）」

第6章 雑則（第32条－第35条）」

第7章 罰則（第36条－第40条）」

を

「第4章 生態系維持回復事業（第27条－第30条）」

第5章 風景地保護協定（第31条－第36条）」

第6章 公園管理団体（第37条－第42条）」

第7章 雑則（第43条－第46条）」

第8章 罰則（第47条－第52条）」

に改める。

第1条中「図り、もって」を「図ることにより、」に、「資する」を「資するととも

に、生物の多様性の確保に寄与する」に改める。

第2条第2号中「（以下「自然公園」という。）」を削り、「施設」を「事業」に改め、同条第3号中「自然公園」を「高知県立自然公園」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、高知県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第3条中「自然公園」を「高知県立自然公園（以下「自然公園」という。）」に改める。

第2章の章名中「指定、」を「指定等並びに」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「及び公園事業」を削り、同条第2項中「又は公園事業」を削り、「告示しなければ」を「告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（公園計画の廃止及び変更）」を付し、同条第1項中「及び公園事業」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、公園計画を廃止したときはその旨を告示し、公園計画を変更したときはその概要を告示し、かつ、その変更後の公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

第40条に見出しとして「（両罰規定）」を付し、同条中「関して前4条」を「関し、第47条から前条まで」に、「各本条」を「各本条」に改め、同条を第51条とする。

第39条第7号中「第32条第5項」を「第43条第5項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第19条第2項」を「第26条第2項」に、「当該職員」を「行為の規制をする職員」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第19条第1項第1号」を「第26条第1項第1号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第17条第2項」を「第24条第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第17条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第15条第5項」を「第22条第5項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第15条第1項の規定による」を「第22条第1項の規定に違反して、」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第50条とする。

（1）第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第38条中「第15条第2項又は第29条」を「第11条、第22条第2項又は第40条」に改め、同条を第49条とする。

第37条第2号中「第14条」を「第21条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号中「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加え、同条を第48条とする。

（1）第10条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）

（2）第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

第36条の前の見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「第16条第1項」を「第15条第1項又は第23条第1項」に改め、同条を第47条とする。

第7章を第8章とする。

第35条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「知事が」を「規則で」に改め、第6章中同条を第46条とする。

第34条第2項第1号中「第15条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第2号中「第15条第2項の規定に基づく」を「第22条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第

15条第4項」を「第22条第4項」に改め、同項第4号中「第15条第6項」を「第22条第6項」に改め、同項第5号中「第16条第1項の規定に基づく」を「第23条第1項の規定による」に改め、同項第6号中「第16条第2項の規定に基づく」を「第23条第2項の規定による」に改め、同項第7号中「第17条第1項の規定に基づく」を「第24条第1項の規定による」に、「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同項第8号中「第17条第2項の規定に基づく」を「第24条第2項の規定による」に、「立入調査」を「立入検査等」に改め、同項第9号中「第33条」を「前条」に改め、同条を第45条とする。

第33条第1項中「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「第14条」を「第21条」に、「付せられたため、又は第15条第2項」を「付されたため、又は第22条第2項」に改め、同条第2項中「指定、公園計画若しくは公園事業の決定」を「指定等、公園計画の決定等、公園事業の決定等」に、「当該職員の行為によって、」を「その職員の行為によって」に改め、同条第3項中「知事にこれを」を「規則で定めるところにより、知事に」に改め、同条第4項中「これを」を削り、同条を第44条とする。

第32条第1項中「指定、公園計画の決定又は公園事業の決定」を「指定等、公園計画の決定等又は公園事業の決定等」に、「、実地調査」を「実地調査」に、「当該職員」を「その職員」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に改め、同条第2項中「当該職員をして」を「その職員に、」に、「この条において以下」を「以下この条において」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項の規定による行為をする」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項の規定による行為をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第43条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第31条を第42条とし、第26条から第30条までを11条ずつ繰り下げ、同章を第6章とする。

第25条中「第23条」を「第34条」に、「その効力がある」を「その効力を有する」に改め、第4章中同条を第36条とする。

第24条中「第20条第2項から第5項まで」を「第31条第2項から第5項まで」に改め、同条を第35条とする。

第23条中「若しくは市町村又は知事は、」を「又は市町村にあっては」に、「締結し、又は前条」を「締結したとき、知事にあっては第31条第5項の規定による風景地保護協定」に改め、同条を第34条とする。

第22条の見出し中「認可」を「認可の要件」に改め、同条中「第20条第5項」を「第31条第5項」に、「、次の各号のいずれにも該当する」を「次の各号に掲げるすべての要件を満たす」に改め、同条第2号中「第20条第3項各号」を「第31条第3項各号」に改め、同条を第33条とする。

第21条第1項中「若しくは市町村又は知事は、」を「又は市町村にあっては」に、「、又は」を「、知事にあっては」に改め、同条第2項中「縦覧期間満了の日」を「縦覧期間の満了の日」に改め、同条を第32条とする。

第20条第1項中「第26条第1項の規定に基づき」を「第37条第1項の規定により」に、「第27条第1号」を「第38条第1号」に、「海面」を「海域」に改め、同条を第31条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第27条 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事

業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止したときはその旨を、生態系維持回復事業計画を変更したときはその概要を告示しなければならない。

(生態系維持回復事業の実施)

第28条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って、その生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って、その生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は県以外の地方公共団体において知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者において知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第29条 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。（報告徴収）

第30条 知事は、第28条第3項の認定を受けた者に対して、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第19条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「県の当該職員」を「知事」に、「あるときは」を「あるときは、その職員に」に、「指示する」を「指示させる」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による行為の規制をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第3章中同条を第26条とする。

第18条第1項中「に基いて」を「に基づいて」に改め、同条第2項中「集団施設地区」を「前項の集団施設地区（以下「集団施設地区」という。）」に改め、同条を第25条とする。

第17条の見出しを「（報告徴収及び立入検査等）」に改め、同条第1項中「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「第15条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第2項中「第13条第4項、第15条第2項」を「第20条第4項、第22条第2項」に、「当該職員」を「その職員」に、「立ち入らせ、又は第13条第4項各号若しくは第15条第1項各号」を「立ち入り、第20条第4項各号若しくは第22条第1項各号」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第24条とする。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第16条第1項中「第13条第4項」を「第20条第4項」に、「第14条」を「第21条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第23条とする。

第15条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、「、知事に対し」を削り、「事項を」を「事項を知事に」に改め、同項第1号中「知事が」を「規則で」に、「における」を「における当該」に改め、同項第5号中「海面内」を「海域内」に改め、同項第6号中「知事が」を「規則で」に改め、同条第3項中「処分は、第1項の」を「規定による処分は、第1項の規定による」に、「に限り、」を「に限り、これを」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「第2項の」を「第2項の規定による」に、「に対し」を「に対して」に改め、同条第7項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「、既に」を「既に」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「知事が」を「規則で」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第20条第1項」を「第31条第1項」に、「同項第1号の」を「同項第1号に規定する」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え、同条を第22条とする。

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第14条中「付す」を「付する」に改め、同条を第21条とする。

第13条第2項中「特別地域」を「前項の特別地域（以下「特別地域」という。）」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に、「知事の許可を受けなければならない」を「規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、これをしてはならない」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

第13条第4項第14号を同項第17号とし、同項第13号中「車馬」を「、車馬」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「区域内へ」を「区域内に」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号を同項第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第13条第4項第10号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第13条第4項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「土石」を「、土石」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること。

第13条第6項を次のように改める。

6 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第13条第7項中「非常災害」を「、非常災害」に、「知事にその旨を」を「その旨を知事に」に改め、同条第8項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「、木竹の植栽又は家畜の放牧（第4項第11号又は第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに、「知事にその旨を」を「その旨を知事に」に改め、同条第9項中「次の各号に」を「次に」に、「前5項」を「第4項及び前3項」に改め、同項第4号中「四国森林管理局长」を「林野庁四国森林管理局长」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「知事が」を「規則で」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第20条第1項」を「第31条第1項」に、「同項第1号の」を「同項第1号に規定する」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え、同条を第20条とする。

(2) 認定生態系維持回復事業等（第28条第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。第22条第7項第2号において同じ。）として行う行為

第12条中「前3条」を「第10条から前条まで」に改め、第2章中同条を第19条とする。

第11条中「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条を第18条とする。

第10条を第17条とし、同条の前に次の6条を加える。

（改善命令）

第11条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対して、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第12条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人との合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、規則で定めるところにより、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が県以外の地方公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、規則で定めるところにより、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第10条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。
（公園事業の休止）

第13条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第14条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第10条第2項の同意又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第10条第2項の同意又は同条第3項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第10条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第10条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 第10条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第11条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第10条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

（原状回復命令等）

第15条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を

取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（報告徴収及び立入検査）

第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対して、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第9条に見出しとして「（公園事業の執行）」を付し、同条第2項中「者は、知事の認可を受けて」を「地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
第9条に次の7項を加え、同条を第10条とする。

4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 第2条第3号の規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類
- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、県以外の地方公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めると

ころにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第3項又は第6項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 第8条の次に次の1条を加える。

（公園事業の決定等）

第9条 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 3 知事は、公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、公園事業を廃止したときはその旨を、公園事業を変更したときはその概要を告示しなければならない。
- 本則に次の1条を加える。

（過料）

第52条 第10条第9項、第13条又は第14条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第10条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の高知県立自然公園条例（以下この項において「新条例」という。）第15条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第10条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （委任）
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

高知県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第32号

高知県自然環境保全条例の一部を改正する条例

高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第18条―第20条）」を「（第14条―第16条）」に、

「第2節 保全（第21条―第26条）」

を

「第2節 保全（第17条―第22条）」

第3節 生態系維持回復事業（第23条―第26条）」

に改める。

第1条中「区域等の」を「区域等の生物の多様性の確保その他の」に、「継承できる」を「継承することができる」に改める。

第11条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「高知県自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び」を「第14条第1項の高知県自然環境保全地域、第27条第1項の緑地環境保全地域及び第28条第1項の」に、「に係る」を「に係る生物の多様性の確保その他の」に改め、同条第3項中「第18条第3項において」を「以下」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第12条及び第13条 削除

第18条の見出しを「（指定等）」に改め、同条第1項第2号及び第4号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に、「次条第1項に規定する」を「次条第1項の」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第5項中「縦覧期間満了の日」を「縦覧期間の満了の日」に改め、同条第6項中「、又は」を「又は」に、「きく」を「聴く」に改め、第4章第1節中同条を第14条とする。

第19条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条第1項中「施設」を「事業」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「施設」を「事業」に改め、同条第3項中「告示しなければ」を「告示し、かつ、その県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同条第4項中「及び前項」を削り、「前条第4項から第6項まで」を「同条第4項から第6項まで」に、「第2項第2号又は第3号」を「第2項第2号又は第3号に掲げる事項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第15条とする。

5 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画を廃止したときはその旨を告示し、県自然環境保全地域に関する保全計画を変更したときはその概要を告示し、かつ、その変更後の県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

第20条を第16条とする。

第21条第2項中「第18条第7項及び第8項」を「第14条第7項及び第8項」に改め、同条第3項中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に、「第10項に規定する」を「第10項各号に掲げる」に、「第19条第2項第3号」を「第15条第2項第3号」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に、「知事の許可を受けなければ、」を「規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、これを」に改め、同項ただし書中「又は第6号」を「、第6号」に、「行うもの」を「行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」に改め、同項第7号中「車馬」を「、車馬」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号の次に次の3号を加える。

（7）知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること。

（8）知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

（9）知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第21条第4項に次の1号を加える。

（11）前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第21条第5項中「附する」を「付する」に改め、同条第7項中「知事にその旨を」を「その旨を知事に」に改め、同条第8項中「特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地区内において第4項各号に掲げる」を「第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなった」に改め、同条第10項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「行なう」を「行う」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え、第4章第2節中同条を第17条とする。

(2) 認定生態系維持回復事業等（第24条第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第22条第2項中「第18条第7項及び第8項」を「第14条第7項及び第8項」に改め、同条第3項ただし書中「に掲げる場合」を「のいずれかに該当する場合」に改め、同項第1号中「第26条第1項後段」を「第22条第1項後段」に改め、同項第6号中「掲げるもののほか」を「掲げる場合のほか」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第22条第4項中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、同条を第18条とする。

第23条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、「知事に対し」を削り、「事項を」を「事項を知事に」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に、「における」を「における当該」に改め、同条第6項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号及び第2号中「行なう」を「行う」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加え、同条を第19条とする。

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第24条第1項中「第21条第4項及び第22条第3項の規定に違反し、若しくは第21条第5項（第22条第4項）を「第17条第4項若しくは第18条第3項の規定若しくは第17条第5項（第18条第4項）に、「附せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項の規定により中止命令等を行う」に改め、同条を第20条とする。

第25条の見出しを「（報告徴収及び立入検査等）」に改め、同条第1項中「第21条第4項若しくは第22条第3項第6号」を「第17条第4項若しくは第18条第3項第7号」に、「第23条第2項」を「第19条第2項」に、「に対し」を「に対して」に、「第21条第4項各号、第22条第3項本文若しくは第23条第1項各号」を「第17条第4項各号、第18条第3項本文若しくは第19条第1項各号」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による立入検査又は立入調査をする」に改め、同条を第21条とする。

第26条第1項中「行なう」を「行う」に、「第21条第4項又は第22条第3項第6号」を「第17条第4項又は第18条第3項第7号」に改め、同条第2項中「第21条第7項若しくは第23条第1項」を「第17条第7項若しくは第19条第1項」に、「又は」を「又は」に、「知事にその旨を」を「その旨を知事に」に改め、同条を第22条とする。

第4章に次の1節を加える。

第3節 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第23条 知事は、生態系維持回復事業（県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であって、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同

じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止したときはその旨を、生態系維持回復事業計画を変更したときはその概要を告示しなければならない。

（生態系維持回復事業の実施）

第24条 県は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って、その生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができる、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って、その生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は県以外の地方公共団体にあっては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあっては知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第25条 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第26条 知事は、第24条第3項の認定を受けた者に対して、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第27条第3項及び第28条第2項中「第18条第3項前段、第7項及び第8項」を「第14条第3項前段、第7項及び第8項」に改める。

第29条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、「、知事に対し」を削り、「事項を」を「事項を知事に」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に、「における」を「における当該」に改め、同条第6項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号及び第2号中「行なう」を「行う」に改める。

第30条中「第24条の」を「第20条の」に、「命令等」を「中止命令等」に、「第25条の」を「第21条の」に、「報告及び検査等」を「報告徴収及び立入検査等」に、「第26条第2項の」を「第22条第2項の」に、「、国等が行なう」を「国等が行う」に、「第24条第1項中「第21条第4項及び第22条第3項の規定に違反し、若しくは第21条第5項(第22条第4項)」を「第20条第1項中「県自然環境保全地域における自然環境の保全」とあるのは「緑地環境保全地域における自然環境の保全及び自然記念物の保存」と、「第17条第4項若しくは第18条第3項の規定若しくは第17条第5項(第18条第4項)」に、「附せられた」を「付された」に改め、「の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分」を削り、「第25条第1項中「第21条第4項若しくは第22条第3項第6号」を「第21条第1項中「県自然環境保全地域における自然環境の保全」とあるのは「緑地環境保全地域における自然環境の保全及び自然記念物の保存」と、「第17条第4項若しくは第18条第3項第7号」に、「第23条第2項」を「第19条第2項」に、「同条同項中「第21条第4項各号、第22条第3項本文若しくは第23条第1項各号」を「「県自然環境保全地域の区域内の」とあるのは「緑地環境保全地域の区域内及び自然記念物に関する行為に係る」と、「第17条第4項各号、第18条第3項本文若しくは第19条第1項各号」に、「第29条第1項各号」と、第26条第2項中「第21条第7項若しくは第23条第1項」を「同条第1項各号」と、第22条第2項中「第17条第7項若しくは第19条第1項」に改める。

第33条第1項中「、実地調査」を「実地調査」に、「かき」を「垣」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に、「かき」を「垣」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項の規定による行為をする」に、「かき」を「垣」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項の規定による行為をする」に改め、同条第5項中「かき」を「垣」に改める。

第34条第1項中「第21条第4項若しくは第22条第3項第6号」を「第17条第4項若しくは第18条第3項第7号」に、「第21条第5項(第22条第4項)」を「第17条第5項(第18条第4項)」に、「附せられた」を「付された」に、「第23条第2項」を「第19条第2項」に

改め、同条第2項中「当該職員」を「その職員」に改める。

第36条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

第37条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「第24条(第30条において)」を「第20条(第30条において読み替えて)」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第38条中「一に」を「いずれかに」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第1号中「第21条第4項又は第22条第3項」を「第17条第4項又は第18条第3項」に改め、同条第2号中「第21条第5項(第22条第4項)」を「第17条第5項(第18条第4項)」に、「付せられた」を「付された」に改める。

第39条中「第23条第2項」を「第19条第2項」に、「30万円」を「50万円」に改める。

第40条中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改め、同条第1号中「第23条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第2号中「第23条第4項」を「第19条第4項」に改め、同条第3号中「第25条第1項(第30条において)」を「第21条第1項(第30条において読み替えて)」に、「を含む」を「を含む」。以下この号において同じ」に改める。

第41条に見出しとして「(両罰規定)」を付し、同条中「に関して」を「に関し、」に、「、各本条」を「各本条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(高知県屋外広告物条例の一部改正)
- 3 高知県屋外広告物条例(平成8年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。
第3条第10号中「第18条第1項」を「第14条第1項」に改める。

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項から第3項までを次のように改める。

県立高等学校の専攻科に在学する者は、年額118,800円の授業料を納付しなければならない。

- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。第3条の3第1項において「法」という。)第3条第1項ただし書の規定に基づき、県立高等学校(専攻科を除く。次条において同じ。)に在学する者(授業料又は受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められる特別の事由があると知事が認める者に限る。次条において同じ。)にあっては次条に規定するところにより、第3条の3に規定する者にあっては同条に規定するところにより授業料又は受講料を納付しなければならない。
- 3 県立大学に在学する者は、次の表に定める授業料を納付しなければならない。

区分		課程	金額
高知女子大学	学部	通常の課程	年額 535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位 14,800円
		専ら研究をする課程	月額 29,700円
	大学院	通常の課程	年額 535,800円
		一部の科目を履修する課程	1単位 14,800円
		専ら研究をする課程	月額 29,700円
高知短期大学	学科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円
		専ら研究をする課程	月額 28,900円
	専攻科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円
		専ら研究をする課程	月額 28,900円

第3条第4項中「第1項」を「前項」に改める。

第3条の2及び第3条の3を次のように改める。

第3条の2 県立高等学校に在学する者は、次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。

- (1) 全日制の課程にあつては、年額118,800円
- (2) 定時制の課程のうち、単位制による課程以外の課程にあつては、年額32,400円
- (3) 定時制の課程のうち、単位制による課程にあつては、1単位につき1,740円
- 2 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の通信制の課程に在学する者は、1単位につき330円の受講料を納付しなければならない。
- 3 県立高等学校に在学する者のうち、県立高等学校の全日制の課程のうち単位制による課程に在学する者で修業年数が3年を超えるものが納付する授業料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、1単位につき3,960円とする。ただし、当該授業料の年間の合計額が全日制の課程の年額を超えるときは、当該年額とする。
- 4 県立高等学校に在学する者のうち、当該県立高等学校その他の県立高等学校において一部の科目を併せて履修する者は、次に掲げる額の受講料を納付しなければならない。
 - (1) 県立高等学校の全日制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき3,960円
 - (2) 県立高等学校の定時制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位に

- つき1,740円
- (3) 県立高等学校の通信制の課程において併せて履修する科目にあつては、1単位につき330円

第3条の3 県立高等学校以外の高等学校等（法第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者で、県立高等学校において一部の科目を併せて履修するものうち、受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める者は、前条第4項各号に掲げる額の受講料を納付しなければならない。

2 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校において、当該定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者は、当該科目1単位につき1,740円の受講料を納付しなければならない。

第4条第1項中「毎月20日」を「毎月25日」に、「その額」を「、その額」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「5月20日」を「5月25日」に改める。

第5条の2ただし書中「第3条第1項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年4月1日から適用する。（経過措置）
- 3 新条例の規定は、平成22年度以降の県立高等学校の授業料及び受講料について適用し、平成21年度以前の県立高等学校の授業料及び受講料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年度の県立高等学校の授業料については、次の各号に掲げる月に当該各号に掲げる日までに、その額の8分の1に相当する額を納付しなければならない。
 - (1) 平成22年8月から平成23年1月まで 毎月20日
 - (2) 平成23年2月 同月10日
 - (3) 平成23年3月 同月10日（最終学年又は最終年次の者にあつては、同年2月10日）
 （高知県収入証紙条例の一部改正）
- 5 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。別表中

7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5又は第3条の6第1項
8 県立大学入学科	
9 県立学校授業料	
10 県立高等学校受講料	
10の2 県立大学研修料	

10の3	免許状更新講習手数料
10の4	学位論文審査手数料

を「

7	県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条から第3条の5まで又は第3条の6第1項
8	県立大学入学科	
9	県立高等学校授業料	
10	県立高等学校受講料	
10の2	県立大学授業料	
10の3	県立大学研修料	
10の4	免許状更新講習手数料	
10の5	学位論文審査手数料	

に改める。

（県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までの規定中「第3条第1項の表」を「第3条第3項の表」に改める。



高知県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第34号

高知県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例

高知県離島漁業再生支援基金条例（平成20年高知県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。